

愛鷹運動公園テニスコートの使用予約基準

平成 30 年 4 月 1 日施行

1 一般予約

一般予約の方法については、次のとおりとする。

予約方法	受付	予約開始日	順 位
a 窓口予約	可	使用日の 91 日前から	先着順
b インターネット予約	可	使用日の 90 日前から	
c 電話予約	一部可	当日使用についてのみ可。 ただし、沼津市公共施設予約システム利用者登録申請届出済みの者に限る。	

2 優先予約

沼津市の主催・共催・主管・後援事業として公共団体等が実施する大会等については、一般の使用を著しく制限しない範囲内で優先して予約することができる。

(1) 優先予約を認める公共団体等

- ア 沼津市、静岡県及び国の機関
- イ 沼津市体育協会、静岡県体育協会及びそれらの加盟団体
- ウ 静岡県中学校体育連盟、静岡県高等学校体育連盟その他の学校団体及び実業団体
- エ その他特に認めるもの

(2) 優先予約を認める大会等及び優先順位

順位	大 会 等 名
1	全国大会（全日本選手権大会、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国健康福祉祭、日本リーグほか）
2	市主催事業
3	全県大会（静岡県選手権大会、静岡県スポーツフェスティバル、静岡県健康福祉スポーツ大会ほか）
4	県主催事業
5	全国及び全県大会の予選会、全市大会
6	その他団体、規模、内容及び公益性を考慮し特に認める大会等

(3) 優先予約の対象日及び対象時間帯

ア 優先予約の対象日は、翌年度の土曜日、日曜日及び祝日（ゴールデンウィークを除く。）並びに一部の平日とする。

イ 対象時間帯は、午前7時から土曜日が午後5時まで、日曜日及び祝日が午後9時まで、平日が午後7時までとする。

(4) 優先予約の受付および決定方法

優先予約の申込みは、毎年12月1日～10日の期間に受け付け、必要に応じて申込団体の代表者会議を実施し調整のうえ、12月末までに決定する。

（制限、手順及び留意事項）

① 1月当たりの上限

全体で1月（土曜日、日曜日又は祝日）につき7日を上限とすること。

② 使用日数、時間及び面数の制限等

- ・代替手段の可否等を考慮し、必要最少限に制限すること。
- ・面数は、10面を上限（優先第1位の大会等を除く。）とし、一般使用のために2面以上確保すること。
- ・先例の状況を既得権益として認めないこと。

② 使用予備日

使用予備日を、土曜日、日曜日又は祝日とする場合は使用予定日から2週間以上空け、平日とする場合は使用予定日から1週間以上空けること。

④ 年度の初日から順次決定し、希望日が競合している場合は、優先順位の上位のものを内定すること。

⑤ 同一順位にあるものについては、大会等の規模及び公益性の程度を比較し内定すること。

⑥ 内定したものを基礎として当事者間で協議し決定すること。なお、協議が成立しない場合は、抽選により決定すること。

(5) その他

上記基準を満たさない事例について、市緑地公園課と指定管理者との協議により特に認めた場合は、この限りではない。

3 適用期日

この基準は、平成20年度以降の使用予約に適用する。

平成30年度一部改正